

【事業所向け】介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A (高齢者支援課) R3.1 修正版

| No. | 区分 | 質問 (その他のサービスの利用) | 回答 |
|-----|-----------|---|---|
| 1 | 重要事項説明書 | 運営規程, 重要事項説明書は, 介護の規定等に総合事業の文言を追加する形でよいか。 | 運営規程, 重要事項説明書にサービス名及び引用する条文を追加する必要があると考えていますが, 総合事業の文言を追加する形で作成するか, 新たな規程として設けるかは, 各事業者において適宜ご判断ください。 |
| 2 | 事業所指定 | 呉市の被保険者が他市のヘルパーとデイサービスの事業所を利用する場合, 他市の事業所が呉市の事業所指定を受ければ利用可能か。 | 呉市の事業所指定を受けていれば, 他市町の事業所であっても利用可能です。 |
| 3 | サービスの利用開始 | 基本チェックリスト実施後, 負担割合証と被保険者証が届くまでの間に総合事業のサービスは利用可能か。 | 事業対象者の有効期間の開始日 (基本チェックリスト実施日) からサービスは利用可能です (実務上は, 被保険者証交付後, 介護予防ケアマネジメントを実施し, サービス利用につなげるケースが多いと考えています)。なお, 介護認定と異なり, 被保険者証の交付に要する期間は, 基本チェックリストを実施し, 2週間以内と見込んでいます。 |
| 4 | サービスの利用 | 総合事業のサービスで, 福祉用具の購入や訪問リハビリテーションを利用することができるか。 | 事業対象者が利用できるサービスは, 原則, 介護予防・生活支援総合事業のサービス (訪問型サービス, 通所型サービス, その他の生活支援サービス, 介護予防ケアマネジメント) のみです。介護予防給付である福祉用具の購入等のサービスは, 要介護 (支援) 認定を受けなければ利用できません。 |
| 5 | 負担割合 | 負担割合証の送付先は, 本人宅ではなく居宅介護支援事業所にはならないか。 | 負担割合証の交付は, 利用者の申請に基づいて交付するものではないため, 利用者の住民票上の住所地 (あらかじめ, 送付先の変更の届出を行っている場合は, 変更後の住所地) に送付することになります。ただし, 被保険者から負担割合証の再交付の委任を受けた場合は, 居宅介護支援事業所へ送付することも可能です。 |
| 6 | サービスの利用 | 基本チェックリストにより事業対象者に該当した場合, アセスメント・担当者会議開催等の手順を踏めば当日からの利用も可能か。 | 基本チェックリストの実施により事業対象者に該当し, 介護予防ケアマネジメントの依頼届出書の提出, アセスメントやサービス担当者会議の実施, 介護予防サービス計画の作成, 契約の締結等の通常の手順を踏めば, 当日からの利用も可能です。緊急の対応が必要な場合は, 早めに介護保険課へご相談ください。 |